八、株式会社渡彦家具に対する件

昭和四十四年（排）第二十八号

排除命令

新潟県長岡市本町二丁目二の四

株式会社　渡彦家具

右代表者　代表取締役　渡　辺　和　一

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、株式会社渡彦家具は、昭和四十三年十二月七日から同月二十五日までを期間とし、「新製開店三周年記念ボーナスプレゼントセール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

第一項の規定に違反する行為を再び行なってはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社渡彦家具は、肩書地に主たる事務所を置き、家具の製造販売業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「新製開店三周年記念ボーナスプレゼントセール」と称して、昭和四十三年十二月七日から同月二十五日までの期間に、三千円買上げごとに三角くじ一枚を与え、抽せんにより特賞フランスベッド（一万九千九百円）一本、一等洋服タンス（一万一千円）二本、二等整理タンス（四千八百円）五本、三等花器（千百円）十本その他の景品類を提供する旨を表示したチラシ六万枚を昭和四十三年十二月七日付の新潟日報(朝刊)および朝日新聞(朝刊)に折り込んで配布し、この企画を実施した。

しかると、当該懸賞に係る取引の価額は、三千円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中特賞フランスベッドおよび一等洋服タンスは、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社渡彦家具の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十四年六月二十八日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子